

# 貸借対照表

2025年3月31日現在

三菱重工パワー環境ソリューション株式会社

(金額単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	1,701	買掛金	2,765,451
受取手形	16,332	未払退職金	33,157
売掛金	5,596,710	親会社未払金	1,067,558
原材料貯蔵品	119,792	未払事業所税	8,014
仕掛品	592,877	未払費用	112,417
前払費用	6,578	未払法人税等	106,366
未収消費税	871,575	前受金	110,164
立替未収金	609,300	預り金	21,428
短期貸付金	6,037,671	受注工事損失引当金	322,000
仮払金	17,329	保証工事引当金	3,604,750
貸倒引当金	△ 18,730	前受収益	165,788
<b>流動資産合計</b>	<b>13,851,137</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>8,317,098</b>
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
<b>有形固定資産</b>		退職給付引当金	771,247
建物及び建物附属設備	11,490	役員退職慰労引当金	11,860
機械装置	56,860	<b>固定負債合計</b>	<b>783,107</b>
工具器具備品	42,213		
建設仮勘定	6,600	<b>負債合計</b>	<b>9,100,205</b>
<b>有形固定資産合計</b>	<b>117,164</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>		<b>株主資本</b>	
ソフトウェア	32,583	資本金	450,000
<b>無形固定資産合計</b>	<b>32,583</b>	資本剰余金	
		<b>資本金・資本剰余金合計</b>	<b>450,000</b>
<b>投資その他の資産</b>		<b>利益剰余金</b>	
長期貸付金	1,320	利益準備金	112,500
出資・保証金	75,717	任意積立金	250,000
長期前払費用	1,500	繰越利益剰余金	5,549,613
繰延税金資産	1,382,895	<b>利益剰余金合計</b>	<b>5,912,113</b>
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,461,434</b>		
<b>固定資産合計</b>	<b>1,611,182</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,362,113</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,462,319</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>15,462,319</b>

◆当期純利益

2,224,768 千円

◆重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

仕掛品・・・・・・・・・・個別法による原価法

原材料及び貯蔵品・・個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

② 無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失が確実視され、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、翌年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末における未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

④ 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

⑤ 保証工事引当金

工事引渡後の保証工事費の支出に備えるため、将来の保証費用を個別に見積り、計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。